

高 島 市 文 化 協 会 規 約

第1章 総則

(名称および事務所)

第1条 この協会は、高島市文化協会（以下「本会」という。）と称し、事務所を高島市安曇川町田中89番地安曇川公民館内に置く。

第2章 目的

(目的)

第2条 本会は、高島市の各文化団体の相互の交流と連携を深めながら、文化活動の推進力となって、市民文化の向上を図ることを目的とする。

第3章 事業

(事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化団体相互の交流ならびに連絡調整
- (2) 文化振興のための各種事業の開催・調査・研究および広報活動
- (3) 他の文化に関わる機関の事業の協賛ならびに後援
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(事務局)

第4条 本会に、本会の事業推進の事務を行うため事務局を置く。

- (1) 事務局に、事務局長および事務局員をそれぞれ1名置き、会長がこれを任免する。
- (2) 事務局に関する規程は、会長が理事会に諮って別に定める。

第4章 会員

(会員)

第5条 本会は、正会員をもって構成する。正会員は第2条の目的に賛同する市内の文化団体（以下「会員団体」という。）とする。

(入会および退会)

第6条 本会へ入会しようとする場合は、入会申込書（様式第1号）を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

2 本会を退会しようとするときは、退会届（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

3 会員のうち、前項に規定する届出が無い場合において、2年以上会費の納入が無いときは、退会したものとみなす。

(会費)

第7条 本会の会費は、団体会費とする。

- 2 団体会費の額は総会の議をもって決定する。
- 3 会費は年会費とし、会員団体ごとに取り纏め、一括納入するものとする。

第5章 組織および役員

(組織)

第8条 本会に、第3条の事業を行うため次の支部を置く。

- (1) マキノ支部
- (2) 今津支部
- (3) 朽木支部
- (4) 安曇川支部
- (5) 高島支部
- (6) 新旭支部

2 前項の各支部に、支部活動遂行の事務を行うため地域サポーターを置くことができる。

(役員)

第9条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 常務理事 1名
- (4) 理 事 12名以内
- (5) 監 事 2名

2 前項第3号の役員は、事務局長をもってこれに充てる。

3 第1項の役員のほか、必要に応じて顧問を置くことができる。

4 顧問は、理事会および総会に出席し、意見を述べることができる。

(役員を選出)

第10条 本会の役員は、次により選出する。

- (1) 会長、副会長および監事は、会員団体の構成員の中から理事会において推挙し、総会において承認する。
- (2) 理事は、各支部から選出された支部長および副支部長とする。

(役員の仕事)

第11条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のある時は職務を代行する。
- (3) 常務理事は、本会の日常の業務を掌理する。
- (4) 理事は、事業を企画し、会務を執行する。
- (5) 監事は、本会の事業および会計を監査し、総会に報告する。

(役員の任期)

第12条 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員により補充された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は、任期満了した後も後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第6章 会議

(本会の会議)

第13条 本会の会議は、総会、三役会、理事会ならびに支部会とする。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、出席者の過半数をもって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

3 書面をもって他の出席者に委任したものは、出席者とみなす。

(総会)

第14条 総会は、第9条に定める会長、副会長、常務理事、理事および会員団体の代表者をもって構成し、次の事項について審議決定する。

- (1) 事業計画および予算・決算に関すること。
- (2) 役員の選出に関すること。
- (3) 規約の改正に関すること。
- (4) その他会長が特に必要と認めた事項

- 2 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長は、会長がこれにあたる。
- 3 会長は、やむを得ない理由により総会を開催することができない場合においては、議事の内容を記載した書面を副会長、理事、監事および会員団体の代表者に送付し、期日を指定してその意見または賛否を聴くことができる。
- 4 前項の場合において、指定した期日までに到着した意見または賛否の結果をもって総会の議決に代えることができる。
- 5 前項における議決については、第13条の規定を準用する。
(理事会)

第15条 理事会は、第9条に定める会長、副会長、常務理事および理事で構成し、次の事項について審議する。

- (1) 総会提出議案に関すること。
- (2) 会務の執行に関すること。
- 2 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 3 会長は、やむを得ない理由により理事会を開催することができない場合においては、議事の内容を記載した書面を副会長、理事および監事に送付し、期日を指定してその意見または賛否を聴くことができる。
- 4 前項の場合において、指定した期日までに到着した意見または賛否の結果をもって理事会の議決に代えることができる。
- 5 前項における議決については、第13条の規定を準用する。
(三役会)

第16条 三役会は、第9条に定める会長、副会長、常務理事で構成し、次の事項について審議する。

- (1) 理事会提出案件に関すること。
- (2) 会務の執行に関すること。
- 2 会長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
(支部会)

第17条 支部会は、第8条に定める各支部に所属する会員団体の代表者から選出された第2項に定める役員で構成し、支部毎に行う。

- 2 支部会に次の役員を置く。
 - (1) 支部長 1名
 - (2) 副支部長 1名
- 3 支部長は、上記のほか、必要に応じて、支部委員を置くことができる。
- 4 支部長は、必要に応じて会議を招集し、その議長となる。
- 5 支部会は、次の事項を協議する。
 - (1) 理事（支部長、副支部長）の選出
 - (2) 本会の活動に必要な事項
 - (3) 地域サポーターを置くことの可否
(専門委員会)

第18条 本会に、必要に応じて専門委員会を設けることができる。

2 専門委員会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会計)

第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 本会の経費は、会費、補助金、寄付金、その他の収入をもって充てる。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、必要事項は理事会に諮って会長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規約の施行の日の前日までに、廃止前の高島市文化協会規約の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規約による改正後の高島市文化協会規約の相当規定によりなされたものとみなす。

付 則

第1条 協会事務所を、安曇川公民館内に置く。

(施行期日)

1 この規約は、平成26年4月7日から施行する。

付 則

1 この規約は、令和2年4月24日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この規約は、令和3年1月22日から施行する。

(読み替え規定)

1 規約第10条中「役員の任期は2年とし」とあるのは、令和2年度に限り「役員の任期は3年とし」に読み替えるものとする。

付 則

1 この規約は、令和4年4月20日から施行する。

付 則

1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

【入会申込書（様式第1号）・退会届（様式第2号）は、添付を省略しています。】